

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
令和5年度 東京港臨港道路(南北線)排水施設他設置工事 東京都江東区有明地先 R5.4.1～R5.12.28 港湾土木工事	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	R5.4.3	東亜建設工業(株)東京支店 東京都中央区日本橋室町四丁目1番6号	3011101055078	一般競争入札 (総合評価)	177,760,000	177,100,000	99.6%	
令和5年度 東京港監督補助業務 東京港の対象工事現場(調査現場を含む) R5.4.3～R6.3.29 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	R5.4.3	(株)ボルテック 東京都千代田区内神田一丁目8番1号	5010401047320	一般競争入札 (総合評価)	27,368,000	25,960,000	94.9%	
令和5年度 東京港施工状況確認補助業務 東京港の対象工事現場(調査現場を含む) R5.4.3～R6.3.29 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	R5.4.3	(一財)港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞が関三丁目3番1号	5010005002705	一般競争入札 (総合評価)	27,368,000	25,190,000	92.0%	
令和5年度 東京港施工及び調査関係資料作成業務 - R5.4.3～R6.3.27 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	R5.4.3	(一財)港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞が関三丁目3番1号	5010005002705	一般競争入札 (総合評価)	25,553,000	23,540,000	92.1%	
令和5年度 東京港臨港道路(南北線)補強評価等業務 - R5.4.21～R6.3.22 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	R5.4.21	(株)オリエンタルコンサルタンツ関東支社 東京都渋谷区本町三丁目12番1号	4011001005165	一般競争入札 (総合評価)	25,047,000	24,750,000	98.8%	
令和5年度 東京港湾事務所庁舎空調設備改修工事 東京都江東区新木場1-6-25 東京港湾事務所 R5.5.30～R5.10.30 暖冷房衛生設備工事	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	R5.5.30	(株)鈴工設備 神奈川県川崎市幸区南加瀬三丁目14番3号	3020002081265	一般競争入札 (総合評価)	7,018,000	6,600,000	94.0%	
令和5年度 東京港臨港道路(南北線)中央防波堤内側地区舗装等工事 東京都江東区海の森3丁目地先 R5.5.31～R5.12.25 空港等舗装工事	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	R5.5.31	(株)佐藤渡辺 関東支店 東京都港区南麻布一丁目18番4号	5010401031200	一般競争入札 (総合評価)	158,334,000	145,200,000	91.7%	

令和5年度

東京港湾事務所

随 意 契 約 理 由 書

(件名) 令和5年度 東京港国際海上コンテナターミナル整備事業環境調査

本件は、下記の理由により三洋テクノマリン（株）と随意契約致したい。

記

本業務は、東京港国際海上コンテナターミナル整備事業（Y3）の環境影響評価に係る、事後調査（工事の施工中）の実施、事後調査報告書の取りまとめ、及び変更届の作成を行うものである。

本業務の遂行にあたっては、環境影響評価の事後調査計画書に基づく、大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、生物・生態系（鳥類、水生生物）、及び廃棄物に係る多岐にわたる分野の環境調査に関する知見を有するとともに、調査計画の立案、結果の整理については、事業背景及び事業特性を理解し、港湾物流、各種環境基準及び東京都環境影響評価条例はもとより、環境保全対策等の多岐に渡る環境分野に精通し、最新の知見を有していることが必要である。

上記のことから、簡易公募に準じた総合評価型プロポーザル方式により、以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

『東京港国際海上コンテナターミナル整備事業(Y3)について、工事の施工中の事後調査報告書を取りまとめるために留意すべき事項』

本業務実施に係るプロポーザル方式により提案された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価選定した結果、優れた技術提案を行った三洋テクノマリン（株）を特定した。本業務の実施方針及び、特定テーマに対する技術提案について総合的に判断した結果、幅広く高度な知識を有し本業務を実施することが適当であるとされたものである。

よって、会計法第 29 条の3第4項により、三洋テクノマリン（株）と随意契約をするものである。

